1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①採用の状況(令和7年4月1日現在)

区分	合計	試験	選考	割愛	再任用
一般事務	11人	8人	0人	1人	2人
保育士・幼稚園教諭	1人	1人	0人	0人	0人
保健師	3人	3人	0人	0人	0人
医師	1人	0人	1人	0人	0人
看護師	2人	2人	0人	0人	0人
医療技術職	1人	1人	0人	0人	0人
技能労務	2人	0人	0人	0人	2人
合計	21人	15人	1人	1人	4人

②退職等の状況(令和6年度)

区分	合計	定年	勧奨	自己 都合	割愛
一般事務	14人	7人	0人	6人	1人
保育士・幼稚園教諭	1人	1人	0人	0人	0人
保健師	2人	0人	0人	2人	0人
医師	1人	1人	0人	0人	0人
看護師	5人	3人	0人	2人	0人
医療技術職	0人	0人	0人	0人	0人
技能労務	2人	1人	0人	1人	0人
合計	25人	13人	0人	11人	1人

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

	_	· Z	分	職員数		対前年
部門				令和6年	令和7年	増減数
		議	会	4人	4人	0人
		総	務	80人	73人	△ 7人
	_	税	務	21人	21人	0人
	般	民	生	91人	97人	6人
普通	行政	衛	生	39人	34人	△ 5人
会	部	農林	水産	34人	34人	0人
計部	門	商	工	7人	8人	1人
門門		土	木	28人	29人	1人
		1111111	+	304人	300人	△ 4人
	ā	教育部	門	52人	53人	1人
		小計		356人	353人	△ 3人

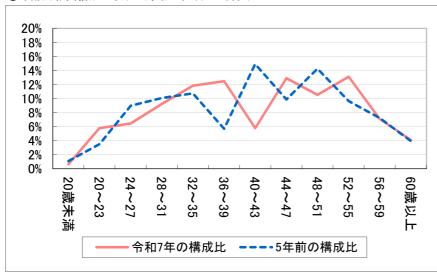
(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

	区分	職員	職員数		
部門		令和6年	令和7年	増減数	
	病 院	71人	74人	3人	
公営企業等	水 道	6人	6人	0人	
企計	下水道	16人	16人	0人	
業門	その他	15人	16人	1人	
.,	小計	108人	112人	4人	
	合計	464人	465人	1人	
		[477人]	[477人]	[0人]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。 2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。 3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険 事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業に係る ものです。

②年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	職員数
20歳未満	3人
20歳~23歳	27人
24歳~27歳	30人
28歳~31歳	43人
32歳~35歳	55人
36歳~39歳	58人
40歳~43歳	27人
44歳~47歳	60人
48歳~51歳	49人
52歳~55歳	61人
56歳~59歳	33人
60歳以上	19人
計	465人

2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成及び適材適所な人事異動、公正な給与処遇実現を目的として、人事評価を実施しています。

評価の対象職員	市民病院の医療職を除く全職員
評価者	課長級以上の職員が評価(1次評価、2次評価)
評価項目	勤務態度評価、能力評価、業績評価

[※]職員数には特別職を除いた数を計上しています。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況(普通会計決算見込み)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
上 万	R7. 1. 1	A		В	B/A	令和5年度の人件費率
令和6年度	44,063人	25,083,230千円	360, 167千円	3,767,462千円	15.0%	14.8%

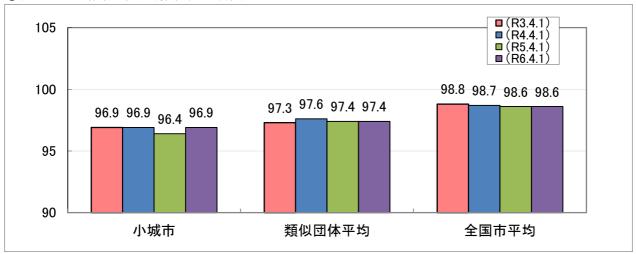
(注) 人件費には、特別職(市長、市議会議員及び区長ほか)に支給される給料、報酬等を含みます。

	職員数		給与費				
区分		給料	職員手当	期末·勤勉手当	=	給与費	
	A				В	B/A	
令和6年度	356人	1, 293, 695千円	221,045千円	506, 581千円	2,021,321千円	5,678千円	

(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費 5,874千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

②ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

ア 一般行政職

7,241413					
	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
	小城市	40.7歳	316,063円	368, 648円	337, 998円
(参考)	佐賀県	41.1歳	317, 689円	377, 698円	341,865円
令和6年	国	42.1歳	323, 823円	_	405, 378円
	類似団体	42.3歳	315, 593円	372, 997円	342, 418円

イ 技能労務職

	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
	小城市	52.6歳	307, 869円	327, 254円	316, 562円
(参考)	佐賀県	56.5歳	316, 781円	339, 501円	324, 177円
令和6年	玉	51.2歳	288, 144円	_	330, 553円
	類似団体	53.2歳	304, 456円	329, 329円	316,820円

ウ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市		42.9歳	328,900円	339, 967円
(参考)	佐賀県	42.2歳	350,666円	383,659円
令和6年	類似団体	41.4歳	306, 764円	334, 561円

工 福祉職

	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
	小城市	39. 3歳	302, 156円	328, 863円	304, 875円
(参考)	玉	44.1歳	337, 496円	_	386, 299円
令和6年	類似団体	39. 3歳	290, 901円	323, 589円	305, 516円

- (注)
- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公房員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当 等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

②職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		小城市	国
	大学卒	214, 100円	220,000円
一般行政職	高校卒	188, 100円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	
1人形力 纳	中学卒	171, 200円	_
福祉職	短大卒	201, 400円	_

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275, 375円	303,500円	337,667円
一7又11以41	高校卒	248,800円		311, 200円
技能労務職	高校卒	_	_	_
1人形力 纳	中学卒	_	_	_
福祉職	短大卒	268, 350円		_

⁽注) 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	・困難な業務を遂行する部長及び事務局長	1人	0.4%
6 級	・部長及び事務局長・困難な業務を遂行する課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者	29人	11.4%
5級	・課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者 ・困難な業務を処理する副課長及び副局長	24人	9.4%
4級	・副課長及び副局長 ・困難な業務を処理する係長、主査、書記	55人	21.6%
3級	・係長、主査、書記	71人	27.8%
2級	・主事、書記	33人	12.9%
1級	・主事、書記	42人	16. 5%

- (注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

①期末手当·勤勉手当

区分		小城市	围	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1,471千円	_	
令和6年度支給割合	期末手当	2.50月分 (1.400月分)	同じ	
7710千及人相司日	勤勉手当	2.10月分 (1.000月分)	同じ	
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		役職加算 5∼15%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

⁽注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当(令和7年4月1日現在)

区分		小城市		国			
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年		
勤続20年		19.6695月分	24.586875月分				
+	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	同じ	同じ		
支給率	勤続35年	39.7575月分	47.709月分				
	最高限度額	47.709月分	47.709月分				
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例	措置(2~45%加算)		
退職時特別昇給		なし		-	_		
1人当たり平均支給額		1,423千円	21,226千円	_			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 制度なし

④特殊勤務手当(令和6年度決算見込み)

支給実績	職員全体に占める手当支給職員の割合	手当の種類 (手当数)
1,060千円	3.4%	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税及び保険税の徴収業務に従事したとき	日額250円
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事したケースワー カー等の職員	ケースワーカー等の職務に従事したとき	月額3,000円
環境衛生業務手当	従事した職員	犬、猫等の死体の処理及び廃棄物の収集、分 別、積替えに従事したとき	日額500円
行旅死亡人取扱手 当	従事した職員	行旅死亡人の取扱いに従事したとき	日額2,000円

⑤時間外勤務手当

区分	令和6年度決算(見込み)	令和5年度決算	
支給実績	126, 198千円	108,831千円	
職員1人当たり平均支給年額	398千円	336千円	

⑥その他の手当(令和7年4月1日現在)

	/ナコ (1)和/キャカ・ロ死仏/				
		日の出産	国の制度 国の制度と	令和6年度決	
手当名	内容及び支給単価と		異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子(16歳年度~22歳年度) 5,000円 加算	同じ	_	36, 078千円	242, 126円
住居手当	●借家·借間に居住する職員に支給 借家·借間居住職員 最高27,000円 (12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)	一部 異なる	最高支給限度額	22, 153千円	266, 899円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額150,000円/月) 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000~31,600円/月)	同じ	1	14,811千円	46, 335円
管理職手 当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 69,000円/月 課長級職員 43,000円/月	異なる	支給額	21,588千円	568, 105円
管理職員 特別勤務 手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急 の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 (6時間を超える勤務は5割増) 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 部長級職員 3,500円 課長級職員 3,000円	異なる	支給額	329千円	18, 278円
休日勤務 手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	_	3,487千円	40,080円
夜間勤務 手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	_	_	_

(5) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

		給料力	月額等
区分			(参考)類似団体における 最高/最低額
給料	市長	823,000円	989,000円 / 587,300円
和工作	副市長	659,000円	816,000円 / 594,000円
	議長	460,000円	580,000円 / 332,000円
報酬	副議長	401,000円	510,000円 / 290,000円
	議員	374,000円	480,000円 / 260,000円

区分		令和6年度支給割合 (加算措置の状況)
	市長	3.45月分
期	副市長	(15%)
末手	議長	
寻	副議長	3. 45月分 (15%)
	議員	(== /0/

区分		算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	16,460千円	任期毎
赵 瞅于日	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	7,750千円	任期毎

¹ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。 2 「(参考)類似団体における最高/最低額」は、参考値として令和6年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況 (水道事業)

① 職員給与費の状況(令和6年度決算見込み)

	区分	総費用	純損益又は実質収支		総費用に占める職	(参考)
	L)3	776-54 713	# B J C 1 St J C J C J C J C J C J C J C J C J C J	1972 (7) 14	員給与費比率	令和5年度の総費用に占める
		A		В	B/A	職員給与費比率
4	令和6年度	279, 279千円	13,560千円	50,234千円	18.0%	17.1%

	職員数		給与費					
区分		給料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給与費	体	
	A				В	B/A	り	
令和6年度	6人	26, 214千円	7,905千円	7,692千円	41,811千円	6,968千円		

(参考)類似団 エ平均一人当た 給与費 6,118千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	47.1歳	375, 350円	609, 251円
類似団体平均	45.8歳	337, 221円	508, 691円

- (注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市(一般行政職)	類似団体平均
1人当たり平均支給額(令	予和6年度)	1,606千円	1,471千円	1,506千円
△和c左 南土公園へ	期末手当	2.50月分 (1.400月分)	同じ	_
令和6年度支給割合	勤勉手当	2.10月分 (1.000月分)	同じ	_
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		役職加算 5~10%	役職加算 5~15%	_

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

F- //		小块	成市	小城市(一般行政職)		vier for each last it.
	区分	自己都合 勧奨・定年		自己都合	勧奨·定年	類似団体平均
	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分			
支給率	勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分		同じ	
又稻伞	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	- 同じ -	同 し	_
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
その他の加算	措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		同じ		_
退職時特別昇給		なし		同じ		_
1人当たり平	均支給額	-	_	1,423千円	21,226千円	8,676千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。 ※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。
- ウ 地域手当 制度なし
- エ 特殊勤務手当 制度なし

才 時間外勤務手当

区分	令和6年度決算(見込み)	令和5年度決算	
支給実績	2,428千円	2,086千円	
職員1人当たり平均支給年額	486千円	417千円	

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

		一般行政	der des est with a state	令和6年度決	算(見込み)
手当名	内容及び支給単価	職の制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子 (16歳年度~22歳年度) 5,000円 加算	同じ	I	1, 168千円	292, 000円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)	同じ		240千円	24, 000円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額150,000円/月) 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000~31,600円/月)	同じ	Ι	169千円	56, 400円
管理職手 当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 43,000円/月	同じ	_	516千円	516,000円
管理職員 特別勤務 手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急 の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 (6時間を超える勤務は5割増) 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ		(服各)	(略)
夜間勤務 手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	_	(略)	(略)
休日勤務 手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	_	63千円	15, 723円
宿日直手 当	●宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	支給額	35千円	5, 900円

⁽注) 個人情報保護の観点から一部省略しています。

(7) 公営企業職員等の状況(下水道事業)

① 職員給与費の状況 (令和6年度決算見込み)

区分	総費用	純損益又は実質収支		総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に占める
	A		В	B/A	職員給与費比率
令和6年度	1,535,913千円	351,810千円	51,680千円	3.4%	3.0%

	職員数		給与費					
区分		給料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給与費		
	A				В	B/A		
令和6年度	15人	50,069千円	14,900千円	13,281千円	78,250千円	5,216千円		

(参考)類似団 体平均一人当た り給与費 6,023千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	38.3歳	309, 150円	448, 564円
類似団体平均	44.5歳	334, 536円	501,579円

- (注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区	分	小城市	小城市(一般行政職)	類似団体平均
1人当たり平均支給額(名	予和6年度)	1,239千円	1,471千円	1,489千円
令和6年度支給割合	期末手当	2.50月分 (1.400月分)	同じ	
7 40 4 及 义和 司 百	勤勉手当	2.10月分 (1.000月分)	同じ	
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		役職加算 5~10%	役職加算 5~15%	_

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

区分		小城市		小城市 (一般行政職)		類似団体平均
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年	類似凹体平均
	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分			
支給率	勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分	同じ	同じ	
义 和平	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	円 し	HI C	_
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
その他の加算	[措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		同じ		_
退職時特別昇給		なし		同	じ	_
1人当たり平	均支給額	_	_	1,423千円	21,226千円	4,406千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。 ※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。 (注)

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

才 時間外勤務手当

区分	令和6年度決算(見込み)	令和5年度決算	
支給実績	5,461千円	5,503千円	
職員1人当たり平均支給年額	341千円	393千円	

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

		一般行政	to the distance of the	令和6年度決	算(見込み)
手当名	内容及び支給単価	職の制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子 (16歳年度~22歳年度) 5,000円 加算	同じ	_	1,891千円	189, 100円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)	同じ	_	701千円	233, 800円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額150,000円/月) 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000~31,600円/月)	同じ		656千円	43, 567円
管理職手 当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 43,000円/月	同じ	_	516千円	516,000円
管理職員 特別勤務 手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急 の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 (6時間を超える勤務は5割増) 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ	_	(服各)	(略)
夜間勤務 手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	_	(略)	(略)
休日勤務 手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	_	32千円	16,005円

⁽注) 個人情報保護の観点から一部省略しています。

(8) 公営企業職員等の状況 (病院事業)

① 職員給与費の状況 (令和6年度決算見込み)

区分	総費用	純損益又は実質収支		総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に占める
	A		В	B/A	職員給与費比率
令和6年度	1, 298, 378千円	△ 270,968千円	810,754千円	62.4%	59.8%

(注) 職員給与費には、事業管理者に支給される給料、臨時職員の報酬等を含みます。

	職員数		給与費				(参:
区分		給料	職員手当	期末·勤勉手当	計	給与費	体平
	A				В	B/A	り給
令和6年度	76人	311,080千円	101,616千円	122,745千円	535,441千円	7,045千円	

考)類似団 平均一人当た 合与費 7,159千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。(事業管理者は含みません。)

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市 (うち医師)	54. 4歳	554, 300円	1,417,774円
小城市(うち看護師)	47.8歳	347, 917円	522, 594円
小城市(うち事務職員)	43.9歳	342,888円	500,004円
類似団体平均(うち医師)	43.4歳	567,868円	1,407,938円
類似団体平均(うち看護師)	41.3歳	303, 695円	498, 220円
類似団体平均(うち事務職員)	46. 4歳	323, 562円	507, 447円

- (注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ ///// 1 33/E 1 I						
区	分	小城市	小城市 (一般行政職)	類似団体平均		
1人当たり平均支給額(名	合和6年度)(医師)	2,500千円		2,572千円		
1人当たり平均支給額(名	合和6年度)(看護師)	1,563千円	1,471千円	1,343千円		
1人当たり平均支給額(名	合和6年度)(事務職員)	1,619千円		1,465千円		
令和6年度支給割合	期末手当	2.50月分 (1.400月分)	同じ	_		
77/110平及又和剖白	勤勉手当	2.10月分 (1.000月分)	同じ			
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)		役職加算 5~10%	役職加算 5~15%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

区分		小城市		小城市(一般行政職)		類似団体平均	
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年	類似団体干均	
勤続20年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	・ 同じ	同じ	_	
士公宏	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分				
支給率	勤続35年	39.7575月分	47.709月分				
	最高限度額	47.709月分	47.709月分				
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		同じ		_	
退職時特別昇給		なし		同じ		_	
1人当たり平	均支給額		12,849千円	1,423千円	21,226千円	3,445千円	

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年度決算見込み)

支給実績	職員全体に占める手当支給職員の割合	手当の種類 (手当数)
59,659千円	65.8%	11

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	日額 15,500円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	日額 給料月額×1.5/100
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩介助業務に従事したとき	1回15,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助 産師	深夜の看護業務に従事したとき	深夜勤務又は準夜勤務1回に つき2,200円
放射線取扱手当	従事した診療放射線 技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射 する作業に従事したとき	日額350円
入院手当	従事した医師	宿直時に診察した患者が入院に至ったとき	患者1人につき5,000円
救急呼出待機手当	診療放射線技師及び 臨床検査技師	勤務を要しない日及び時間に自宅待機を命じら れたとき	自宅待機1回につき1,000円
感染管理手当	従事した看護師	感染管理業務に従事したとき	日額300円
防疫等作業手当	従事した職員	新型コロナウイルス感染症に係る処理作業に従 事したとき	日額4,000円
看護師処遇改善手当	従事した看護師	看護業務に従事したとき	月額10,800円

才 時間外勤務手当

区分	令和6年度決算(見込み)	令和5年度決算	
支給実績	14,342千円	16,835千円	
職員1人当たり平均支給年額	196千円	234千円	

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

		一般行政		令和6年度決	算(見込み)
手当名	名 内容及び支給単価 月		一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子 (16歳年度~22歳年度) 5,000円 加算	同じ		9, 004千円	264, 824円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)	同じ	_	3, 589千円	276, 066円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額150,000円/月) 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000~31,600円/月)	同じ	_	4, 490千円	76, 108円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給院長 70,000円 副院長 29,000円 在宅医療推進管理者 29,000円 地域医療連携室長 29,000円 糖尿病対策管理者 29,000円 診療支援科長 29,000円 総看護師長 43,000円 事務長(7級の職) 69,000円	異なる	支給額	3, 264千円	466, 286円

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

		一般行政	to the state of the	令和6年度決算(見込み)	
手当名	内容及び支給単価	職の制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額
管理職員 特別勤務 手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急 の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 (6時間を超える勤務は5割増) 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ		I	-
休日勤務 手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	_	600千円	26, 106円
夜間勤務 手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	_	4,409千円	152, 030円
宿日直手 当	●宿日直勤務を行った職員に支給 医師 20,000円 看護師 5,900円	異なる	支給額	8,039千円	472, 853円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(令和7年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	日曜日及び土曜日

⁽注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

①休暇の概要(令和7年4月1日現在)

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与 (繰越有り 最高 40日/年)	有給
病気休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症ほか慢性疾患の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇	有給
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間 (6月以内)	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

②一般職員の年次有給休暇の取得状況(暦年:令和6年1月1日~令和6年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	В	C	B/C	B/A
7, 546 日	2, 329日	228人	10.2日/人	30.9%

⁽注) 全対象職員数とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日の全期間を在籍した一般職員(非現業の一般職に 属する職員のうち、市長部局に勤務する職員)に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並び に当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

③育児休業等の利用状況(令和6年度)

区分	育児休業取得	导者数	部分休業取得	导者数	新たに取得可能と	新規取得者の平均承認期間		
四月		うち新規		うち新規	なった対象職員数	育児休業	部分休業	
男性職員	10人	8人	0人	0人	12人	3 か月	_	
女性職員	10人	9人	9人	9人	9人	1年4か月	1年	
計	20人	17人	9人	9人	21人	10か月	1年	

⁽注) 育児(部分)休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和6年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	12人		12人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
合計	0人	0人	12人	0人	12人

(2) 懲戒処分の状況 (令和6年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	1人	0人	1人
合計	0人	0人	1人	0人	1人

6 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のような服務上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)
- ・信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- ・秘密を守る義務 (同法第34条)
- ・職務に専念する義務 (同法第35条)
- ・政治的行為の制限(同法第36条)
- ・争議行為等の禁止(同法第37条)
- ・営利企業等への従事等の制限 (同法第38条)

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の<mark>定めがある場合を除く外</mark>、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行の ために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

(条例に定める事由)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています(地方公務員法第38条)。

7 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけを禁止するなどの規制が開始されました。(地方公務員法第38条の2)

これに伴い、「小城市職員の退職管理に関する規則」を制定し、適正な退職管理に取り組んでいます。

(1) 現役職員への働きかけの禁止

本市の職員であった者で、本市を離職した後に営利企業等に再就職した場合、離職前5年間又は一定の職(課長職以上)に就いていた間の職務に関するものに関し、現役職員への働きかけ(契約事務や処分の依頼・要求等)を行うことが離職後2年間禁止されます。(在職中に自らが決定した契約等の事務については、期限の定めなく禁止されます。) 元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金の対象となります。

(2) 令和6年度に退職した職員 (課長級以上) の再就職の状況

令和6年度退職者数		うち再就職者数			
(課長級以上)	再任用職員	会計年度任用職員	営利企業等		
2人	0人	0人	1人		

8 職員の研修の状況

(1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

(人材育成の基本理念)

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづく りへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

(2) 研修の状況 (令和6年度)

Σ	区分主な研修		受講者数	備考
		人権・同和問題職員研修会		会計年度任用職員を含む。
		DV被害者支援職員研修	49人	
職場	詩研修	地方債研修		
		地方交付税制度研修	46人	
		メンタルヘルス研修	115人	
		新規採用職員研修	21人	
	階層別研修	市町職員第1部~第4部研修、新任係長研修、新任副課長研修、監督者研修、新任課長研修、再任用職員研修	59人	
共同研修	職能別研修	危機管理研修、政策法務研修、財務事務研修、公会計研修(基礎·応用)、行政法研修等	16人	佐賀県市町村振興協会
	能力開発 研修	文書力向上研修、組織接遇力向上研修、議会対応研修、 政策立案研修、ハラスメント防止研修等	115人	
	専門課題 研修	税務初任者研修、防災実務研修、入札契約事務制度研修、介護保険研修、CAD研修等、現地調査型研修、戦略セミナー	17人	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の概要

①健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1 回定期的に実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
令和6年度	475人	472人	99.4%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、副市長 及び教育長を含みます 受診者数には、人間ドック受診者も含み ます。

②メンタルヘルスへの対応 (概要)

職員の个安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。 もカウンセリング」と称し、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場 復帰カウンセリング、希望者、指名による者及び年齢階層該当者です。臨床心理士によるカウンセリング、ストレス チェック、長時間勤務者への疲労蓄積度チェック等を実施し、メンタル不調者の早期発見、早期対応に取り組んでいま す。

③ハラスメントへの対応(概要)

職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を制定し、ハラスメント相談員及びハラスメント対策委員会を設置して います。

また、ハラスメント相談員、管理職及び全職員を対象に研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

①共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条の規定により制定された地方公務員等共済組合法によって具体的に定められて います

本市は佐賀県市町村職員共済組合に加入しています。 共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出 産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年 金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、 貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

②その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじ め、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条の規定により制定された地方公務員災害補償法によって具体 的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災 害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福 祉事業)を行うことを目的としています。

令和6年度に公務災害と認定された件数は6件です。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法第46条の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務 を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、審査請求をすることができます。 令和6年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査請求、ともに該当はありません。